

鹿角市公告第 31 号

令和 3 年度に鹿角都市計画下水道事業受益者負担金の賦課をする区域を定めたので、鹿角都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 6 年鹿角市条例第 36 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 3 年度内に受益者負担金を賦課する区域

鹿角市花輪字上野馬場、大川添、柴内太田谷地、福士の各一部

鹿角市十和田錦木字下野添、浜田の各一部

鹿角市十和田毛馬内字後谷地、柏野、鹿倉崎、寺ノ上の各一部

令和 3 年 4 月 1 日

鹿角市下水道事業
鹿角市長 児 玉

